

細 則



(細則の目的)

第1条 この細則はスプリングフィールドゴルフクラブ会則（以下会則という）の施行について定めたものである。

(名義書換料、年会費その他の費用)

第2条 会則第12条による名義書換料、年会費その他の費用は別表(1)(2)のとおりとする。

別表(1) (消費税10%を含む/単位:円)

項 目	内 訳	金 額 (4~6・10~12月)	金 額 (1~3・7~9月)	備 考
年 会 費	1ヵ年 正 会 員	66,000		
	名誉正会員	16,500		
	1ヵ年 平日会員	33,000		
	名誉平日会員	11,000		
グリーンフィ	メンバー	0	0	
	ゲ ス ト (平 日)	10,450	8,250	
	(土・日・祝)	17,050	14,850	
キャディフィ(4バッグ1Rにつき)	メンバー・ゲスト共	4,400		
カートフィ (4バッグ1Rにつき)	メンバー・ゲスト共	2,200		
諸 経 費	厚生費・その他	3,300		
ロッカーフィ	1回につきメンバー	0		
	ゲスト	330		
キャンセルフィ	プレー当日1週間前より適用	2,000		

別表(2)

項 目	内 訳	金 額	備 考
名 義 書 換 料	個人正会員		
	①第3者に譲渡	1,100,000	2親等以内の親族への贈与は相続として扱うことができる。名誉会員の登録は無料とする。
	②相続及び代行登録	165,000	
	個人平日会員		
	①第3者に譲渡	550,000	
	②相続及び代行登録	110,000	
	法人正会員		
	①第3者に譲渡(1名につき)	1,100,000	
②同一法人内の登録者変更	165,000		
法人平日会員			
①第3者に譲渡(1名につき)	550,000		
②同一法人内の登録者変更	110,000		

(代行登録者)

第3条 代行登録者とは、会員の指名と理事会の承認を得て会員本人の名義を変えることなく代行者として登録された個人会員である。

(年会費の前納)

第4条 会員は年会費を毎年期首(4月)に会社(多治見クラシック株式会社をいう、以下に同じ)に前納するものとする。

(各種委員会)

第5条 会則23条により本クラブに次の委員会を置く。

- ・コース委員会
- ・コンペティション委員会
- ・ハンディキャップ委員会
- ・フェロシップ委員会

(委員会の招集と議事処理)

第6条 ①委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
②委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より理事会に報告して、その承認を得るものとする。

(競 技)

第7条 本クラブの競技は、日本ゴルフ協会規則及び別に定めるクラブ競技規則に準拠して行う。

(会員のゲスト同伴)

第8条 会員はゲストを同伴できる。

(代行登録者及び同伴ゲストに対する責任)

第9条 会員は代行登録者及び同伴ゲストが本クラブの利用に要した費用その他一切の行為について責任を負うものとする。

(ゲストの管理)

第10条 理事長は特定の日に限りゲストの入場を制限または緩和することができる。

(休日とハウス業務時刻)

第11条 ゴルフ場の休日及びハウスの業務時間は次のとおりとする。

【休 場 日】 1月1日及びクラブが定める特定の日とする。

【スタート時間】 期 間 平 日 土・日・祝
夏期 4月~11月 午前8時00分 午前8時00分
冬期 12月~3月 午前8時00分 午前8時00分
但し理事長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(臨時休場)

第12条 コース委員長は、コース保全のため事情やむを得ないと認めるときは、会社及び理事長と協議の上臨時休場またはコースの一部使用を中止させることができる。

(第三者営業行為の制限)

第13条 会社以外の者が、ゴルフ場内において臨時に営業行為もしくは広告掲示等をしようとする場合は理事長の許可を必要とする。

(事故免責)

第14条 会社及び本クラブは善良なる管理者としての注意をなしたにもかかわらず、万一会員またはゲストの所有物の破損もしくは紛失などの事故が起きた場合、その責任に任じない

(従業員に対する金品供与禁止)

第15条 会員またはゲストはゴルフ場従業員に対し、直接心付け等金品を与えてはならない。

(愛玩動物の連行禁止)

第16条 会員及びゲストはゴルフ場内に愛玩動物を連行してはならない。

(会員及びゲストの記帳義務)

第17条 会員及びゲストはプレーのため、クラブハウスに到着した場合、必ず備え付けの署名簿に記帳するものとする。

(細則の改訂および疑義措置)

第18条 ①この細則を改訂する場合は、会則第21条の手続きを経て会社の承認を得るものとする。
②この細則に疑義が生じた場合は、理事長が理事会に諮ったうえ会社と協議して解釈を統一する。

(付 則)

この細則は1987年5月1日より実施する。

(1998年 4月 1日改訂) (2016年 10月 31日改訂)
(2001年 6月 22日改訂) (2023年 10月 31日改訂)
(2008年 11月 4日改訂)
(2011年 11月 21日改訂)
(2013年 6月 4日改訂)